

答 申 書

(答申第89号)

平成26年10月22日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、第2の2のとおり福井県知事（以下「実施機関」という。）が公開請求に係る公文書の存否を明らかにせずに非公開決定をしたことは、妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求の内容

異議申立人は、平成25年10月4日付けで、福井県情報公開条例（平成12年条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書（以下「本件対象文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

- (1) 平成19年11月6日付けで東京都中央都税事務所より福井県あて送付された特定法人の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度分法人事業税等更正・決定等通知書
- (2) 上記通知書を踏まえた福井県における特定法人分法人事業税等更正処分決定書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成25年10月18日付け福税第545号による公文書非公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

(1) 公文書の名称

- ア 平成19年11月6日付けで東京都中央都税事務所より福井県あて送付された特定法人の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの事業年度分法人事業税等更正・決定等通知書
- イ 上記通知書を踏まえた福井県における特定法人分法人事業税等更正処分決定書

(2) 公開しない理由

条例第7条第2号および第10条に該当

公開請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号に該当する情報である特定の法人が法人事業税等の更正・決定処分を受けているかどうかを明らかにすることとなるため、当該公文書の存否を答えることができない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成25年11月25日、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成26年3月5日付け税第94号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件異議申立てについて、諮問を行った。

第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由および主張

異議申立人が、異議申立書の中で述べている異議申立ての理由および主張は、要約すると次のとおりである。

福井県による非公開の理由は、条例第7条第2号および第10条に該当し、本件対象文書の存否を答えること自体が、特定の法人が法人事業税の更正・決定処分を受けているかどうかを明らかにすることになるため、存否を答えることができないとしている。

福井県情報公開制度は、条例冒頭にあるとおり、福井県行政の説明責任を全うすることが目的となっている。異議申立人は、福井県税事務所へ法人事業税過大納付分の還付を求め、あるいは更正不処分の理由を問いただしたが、明確な回答が得られなかったため、公文書の開示を求めているものであり、当該資料の公開によって福井県は納税者たる異議申立人への説明責任を果たすべきである。

また、条例第7条第2号には公にすることによって当該法人（異議申立人）の権利等正当な利益を侵害する場合とあるが、非開示によって東京都から福井県への更正通知の有無および福井県における更正処分の有無が確認できず、正当な異議申立人の利益が害されているのは明らかである。条例第7条第2号ただし書には、財産を保護するため公にすることは認められており、本件はまさにここに該当すべきものであり、条例第7条第2号によって非開示とすることは妥当ではない。

第4 実施機関の説明

実施機関が、理由説明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 本件対象文書について

本件対象文書は、東京都から本県あてに送付された特定の法人に関する法人事業税等更正・決定通知書（文書1）および文書1を踏まえて本県において作成された特定の法人に対する法人事業税等更正処分決定書（文書2）である。

複数の都道府県に事務所等を有する特定の法人に対する法人事業税等の更正・決定処分の手続に関して、まず、主たる事務所等が所在する都道府県による調査があり、当該調査に係る更正処分等が行われるとともに、従たる事務所等が所在する関係都道府県あてに課税標準額の総額が通知され（文書1に該当）、さらに当該通知を踏まえて関係都道府県においても更正処分等が行われる（文書2に該当）という一連の手続を前提とした公開請求である。

これらの文書については、本件公開請求以前に受けた異議申立人からの照会を受け、調査を行ったが該当文書は見つからなかった。また、当時存在していたかどうかも確認ができなかった。

2 自己情報の公開請求について

異議申立人の主張は、本件対象文書が異議申立人自らに関する自己情報であることを理由に、異議申立人に対しては、これを公開すべき旨の主張を含むものと解される。

条例の情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認め、条例に規定する非公開情報に該当する場合を除き公開する制度である。したがって、公開の可否の判断に当たっては、異議申立人からの自己情報についての公開請求である場合を含め、公開請求者が誰であるかは考慮されないものであることから、自己情報であることを理由に公開すべきとの異議申立人の主張は失当である。

3 条例第7条第2号本文の該当性について

条例第7条第2号は、法人に関する情報であって、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報として規定している。

本件対象文書は、いずれも特定の法人の税務情報であり、特定の法人に関する情報であることは明らかである。

また、本件対象文書の前提となる東京都の行った税務調査については、その対象の選定に当たり、税務行政を担当する限られた人員で効率的な方法により、より多くの効果的調査を実施する必要から、一般的に高額・悪質な非違が見込まれる者を優先的に行うなど、一定の選定基準等に基づいて行われていることが推測され、事実、税務調査において不適正な事項が指摘されていることを踏まえれば、税務調査を受けた法人は、必ずしも悪質な法人とまでは言えないものの、何らかの問題がある、またはその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高いものと認められる。

昨今、法令遵守が重視される中であって、特定の法人が税務調査を受けたという事実を明らかにした場合には、取引先が当該法人に警戒心をもって臨むこと、あるいは契約交渉において支障が生じることが予想される。

また、税務調査が行われたという事実は、当該法人が不適正な処理に基づく誤った申告を行い、不当に税を逃れようとしたのではないかという推測につながり、その法人の社会的評価を著しく損なうおそれがある。

このため、当該法人の事業活動に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、当該事実の有無の情報は、これを公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第7条第2号の非公開情報に該当すると認められる。

4 条例第7条第2号ただし書の該当性について

条例第7条第2号ただし書は、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を非公開情報から除くと規定しており、当該情報を公開することにより保護される人の生命、健康、生活または財産の保護の必要性和、これを非公開にすることにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の保護の必要性が上回る場合は、当該情報を公開しなければならないとするものである。

非公開により害されているとする異議申立人の利益については、法人の財産の保護を指しているものと思われ、そもそも比較衡量の対象となり得る保護すべき「人の財産」に該当するとは言えないため、本件対象文書は条例第7条第2号ただし書に掲げる情報

には該当しない。

5 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

条例第10条は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができることと規定している。これは、公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより、本来非公開情報の規定により保護すべき利益が害されることとなる場合、当該公開請求については、実際に公文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をしなければならないとするものである。

本件対象文書は、当該法人に対し法人事業税等の更正・決定処分等が行われた場合に課税庁が行う処分の結果を通知する文書等であることから、本件対象文書の存否を答えることは、当該法人に対し法人事業税等の更正・決定処分等が行われたことおよびその前提として当該法人に対して税務調査が行われたことを明らかにすることと同様の結果を生じるものと認められる。

したがって、本件処分においては、本件対象文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に掲げる非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、本件対象文書について、その存否を答えるだけで条例第7条第2号に掲げる非公開情報を公開することになるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに非公開決定を行ったものである。

これに対して、異議申立人は、本件対象文書の公開によって福井県は納税者たる異議申立人への説明責任を果たすべきである、また、本件処分により、東京都から福井県への更正通知の有無等が確認できず、異議申立人の正当な利益が害されていると主張していることから、以下に、本件処分の妥当性について検討する。

2 条例第7条第2号該当性について

まず、特定の法人に係る更正処分の有無等が、条例第7条第2号に掲げる非公開情報に該当するかについて検討する。

(1) 条例第7条第2号本文の該当性について

異議申立人は、条例第7条第2号には公にすることによって当該法人(異議申立人)の権利等正当な利益を侵害する場合とあるが、本件処分により、東京都から福井県への更正通知の有無および福井県における更正処分の有無が確認できず、異議申立人の利益が害されていると主張する。

一方、実施機関は、本件対象文書が前提とする東京都の税務調査は、その対象の選定に当たり、一般的に高額・悪質な非違が見込まれる者を優先的に行うなどの一定の選定基準等に基づいて行われていると推測され、税務調査を受けた法人は、何らかの問題がある、またはその可能性が高い法人と受け取られる蓋然性が高く、その結果、取引先から警戒心をもって臨まれることや契約交渉において支障が生じることが予想されるなど、当該法人の事業活動に支障を及ぼすことが明らかであることから、当該税務調査を受けたという事実の有無の情報は、これを公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、条例第7条第2号の非公開情報に該当すると主張する。

条例第7条第2号は、公にすることにより、法人等または事業を営む個人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」は原則として公開しないと定めている。この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」とは、福井県情報公開条例の解釈運用基準（平成12年6月23日付け総務部長通達）によれば、「人事、財務、労務等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの」や、「公にすることにより、法人等の名誉、社会的評価等が損なわれるおそれがある情報」等をいうものとされている。

本件対象文書は、特定の法人が税務調査を受け、かつ、更正処分を受けたという事実の有無を明らかにするものである。

そもそも、「更正処分」とは、申告された課税標準や税額が適正でない場合に正当な税額等に変更するため行うものである。その処分に当たっては、通常、納税者に対して、帳簿書類等の提示・提出を求めたり、実地の調査を行うなどの「税務調査」をあらかじめ実施するものであり、これは、申告された課税標準や税額に疑義がある場合に行われる。

一般的に、税務調査を受けた法人は、必ずしも不当に税を逃れようとした悪質な法人とまでは言えないものの、適正な申告を行っていない、税務処理において何らかの問題を抱える法人と受け取られる蓋然性が高く、税務調査を受けたという事実の有無を明らかにした場合には、取引先が当該法人に警戒心をもって臨み、ひいては収益の低下につながるなどが予想される。このことから、税務調査を受けたという事実の有無は、「人事、財務、労務等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、法人等の事業運営が損なわれるおそれがあるもの」であることが認められる。

さらに、取引先に限らず、公にすることにより、当該法人の信用が損なわれることが予想されることから、「公にすることにより、法人等の名誉、社会的評価等が損なわれるおそれがある情報」であることが認められる。

したがって、税務調査を受けたという事実の有無は、これを公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとする実施機関の説明は理解できるものであり、条例第7条第2号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

(2) 条例第7条2号ただし書の該当性について

異議申立人は、本件処分により、東京都から福井県への更正通知の有無および福井

県における更正処分の有無が確認できず、異議申立人の利益が害されていると主張し、さらに、この利益は、第7条第2号ただし書が掲げる「人の財産」に該当することから、この保護のため、本件対象文書を公にすべきであると主張する。

一方、実施機関は、非公開により害されているとする異議申立人の利益については、法人の財産の保護を指しているものと思われ、そもそも比較衡量の対象となり得る保護すべき「人の財産」に該当するとは言えないため、本件対象文書は条例第7条第2号ただし書に掲げる情報には該当しないと主張する。

条例第7条第2号ただし書は、人の生命、健康、生活または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を非公開情報から除いている。

ここで異議申立人が害されていると主張する、東京都から福井県への更正通知の有無および県における更正処分の有無が確認できるという利益は、特定の一人（異議申立人）の利益にとどまるものであり、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認めるという条例で定める情報公開制度においては、公開請求者が誰であるかは考慮されないことから、当該利益は、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を犠牲にしてまで、一般的に公開を実現しなければならないほど優越すべきものとは認められない。したがって、特定の法人が税務調査を受け、かつ、更正処分を受けたという事実の有無は、条例第7条第2号ただし書に掲げる情報には該当しないものと認められる。

(3) 結論

以上のことから、特定の法人が税務調査を受け、かつ、更正処分を受けたという事実の有無については、条例第7条第2号本文に掲げる非公開情報に該当し、かつ、同号ただし書に掲げる公開情報には該当しないと認められる。

3 条例第10条（存否応答拒否）の該当性について

次に、本件処分において、本件対象文書の存否を答えるだけで非公開情報を公開することになるとして、条例第10条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したことが妥当かについて検討する。

異議申立人は、東京都から福井県への更正通知の有無および福井県における更正処分の有無について、本件対象文書の公開によって福井県は納税者たる異議申立人への説明責任を果たすべきであると主張する。

一方、実施機関は、本件対象文書については、当該法人に対し法人事業税等の更正・決定処分等が行われた場合に課税庁が行う処分の結果を通知する文書等であり、本件対象文書の存否を答えることは、当該法人に対し法人事業税等の更正・決定処分等が行われたことおよびその前提として当該法人に対して税務調査が行われたことを明らかにすることと同様の結果を生じ、本件対象文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に掲げる非公開情報を公開することから、条例第10条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したと主張する。

条例第10条は、本来、公開請求に対しては、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、公開決定等をすべきであるが、その例外として、公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、当

該公文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することができる場合について定めたものである。

例えば、特定の個人の病歴に関する情報や分野を特定した実施前の試験問題に関する情報等、公開請求に係る公文書の存否自体を明らかにすることにより、本来非公開情報に係る規定により保護すべき利益が害されることとなる場合をいう。

存否応答拒否が必要な類型の文書については、文書が存在しない場合には不存在と答えて、文書が存在する場合にのみ存否応答拒否をしたのでは、存否応答拒否をする場合は文書が存在する場合であることを請求者に推測されてしまうことから、実際に文書が存在すると否とを問わず、常に存否応答拒否をすべきである。

本件公開請求のように、法人を特定して公開請求がなされた場合、本件対象文書の存否を答えることは、特定の法人が税務調査を受け、かつ、更正処分を受けたという事実の有無を示すことになるため、2で述べたように当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることは明らかである。

したがって、本件処分においては、本件対象文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に掲げる非公開情報を公開することとなるとして、条例第10条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせずに公開請求を拒否したとする実施機関の説明は妥当である。

なお、本件対象文書については、本件公開請求以前の異議申立人からの照会を受けて調査を行ったが、該当文書は見つからなかったと実施機関は説明している。特定法人に係る情報が記載されている、存否応答拒否が必要な類型の文書については、実際に文書の存在が確認できると否とを問わず、常に存否応答拒否をすべきものであるから、該当文書の存在が確認できない場合であっても、文書不存在による非公開決定ではなく、存否応答拒否による非公開決定が妥当である。

4 自己情報の公開請求について

最後に、本件対象文書が異議申立人の自己情報であることを理由に公開すべきかについて検討する。

異議申立人は、東京都から福井県への更正通知の有無および福井県における更正処分の有無について、本件対象文書の公開によって福井県は納税者たる異議申立人への説明責任を果たすべきであると主張する。

一方、実施機関は、本件対象文書が異議申立人の自己情報であることを理由に、異議申立人に対してこれを公開すべきと解される異議申立人の主張は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず請求を認め、条例に規定する非公開情報に該当する場合を除き公開するという条例の情報公開制度においては、公開の可否の判断に際して、公開請求者が誰であるかは考慮されないことから、公開すべき理由には当たらないと主張する。

条例には、法人による自己情報の公開制度についての規定が特段設けられていないことから、実施機関においては、法人から自己情報についての公開の求めがあった場合には、公開請求を受ける前に、条例第37条の趣旨に則り、当該法人に対して可能な限り迅速かつ的確な情報を提供するよう努めることが重要である。

当審査会は、本件のように、条例で定める情報公開制度により法人である異議申立人から自己情報についての公開請求を受けた場合に、同制度に基づき、異議申立人の自己

情報を公開することができないかについて慎重に検討を行った。

しかしながら、条例で定める情報公開制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず公開請求を認める制度であることから、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、公開請求者が誰であるかは考慮されず、一律に実施すべきものと解される。また、条例は、法人による自己情報の公開制度について、請求者が本人であることの確認手続等特段の規定を設けていないことから、そのような制度を予定していない趣旨であると解される。

したがって、条例で定める情報公開制度においては、本件対象文書が自己情報であることを理由に公開することはできないものと判断する。

5 まとめ

以上のことからまとめると、本件対象文書の存否を答えるだけで条例第7条第2号に掲げる非公開情報を公開することになるため、条例第10条の規定に基づき、本件対象文書の存否を明らかにせず非公開とした実施機関の判断は、妥当である。

したがって、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件異議申立てに係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成26年 3月 5日	・ 諮問書の受理
平成26年 3月17日	・ 審議（第1回）
平成26年 4月23日	・ 審議（第2回）
平成26年 5月21日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第3回）
平成26年 6月18日	・ 審議（第4回）
平成26年 8月 6日	・ 審議（第5回）
平成26年 9月26日	・ 審議（第6回）
平成26年10月22日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	
四 戸 友 也	会長職務代理者
清 水 和 邦	会 長